

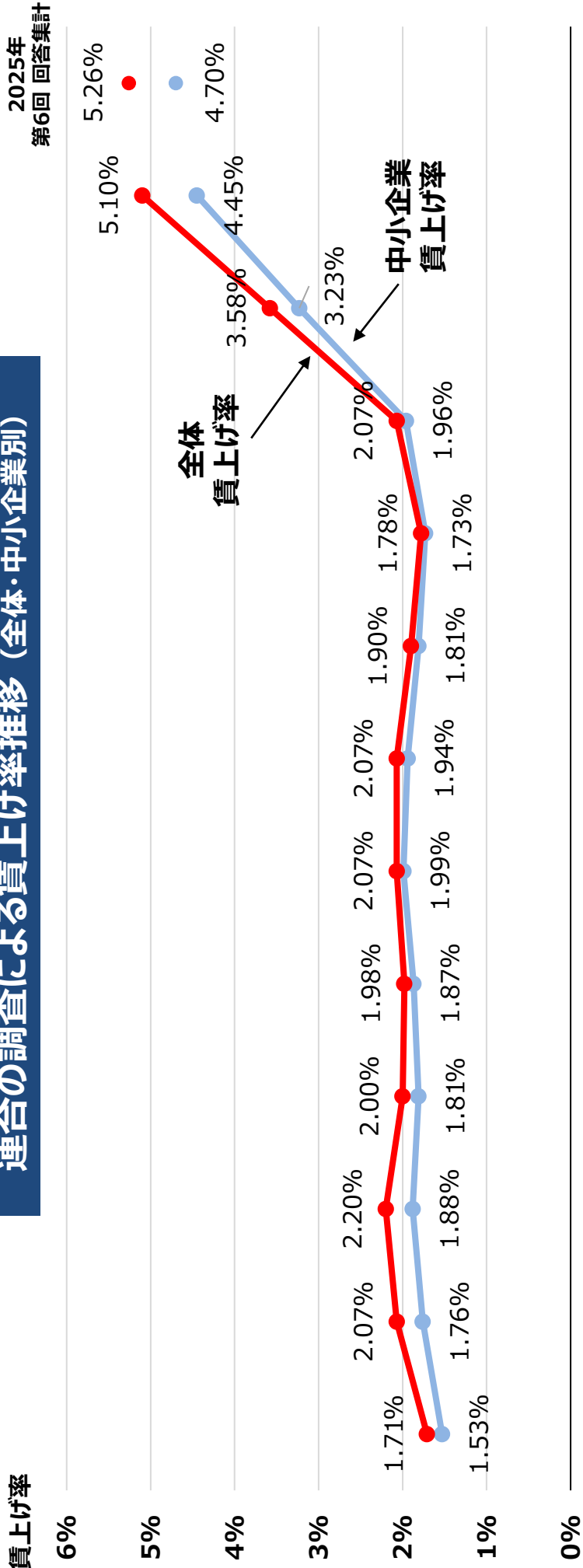
新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版 基礎資料集 (抜粋)

令和7年6月13日

春季労使交渉における賃上げ率の推移（連合調査）

- 連合の調査によると、2024年の賃上げ率は5.10%、中小企業に限った賃上げ率は4.45%となった。
 - 2025年の賃上げ率は、6月5日に公表された第6回 回答集計（注）では5.26%、中小企業に限った率は4.70%。
- （注）春季労使交渉の集計結果は、初回集計（3月）から最終集計（7月）まで、7回に分けて結果が公表される。

連合の調査による賃上げ率推移（全体・中小企業別）



2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年

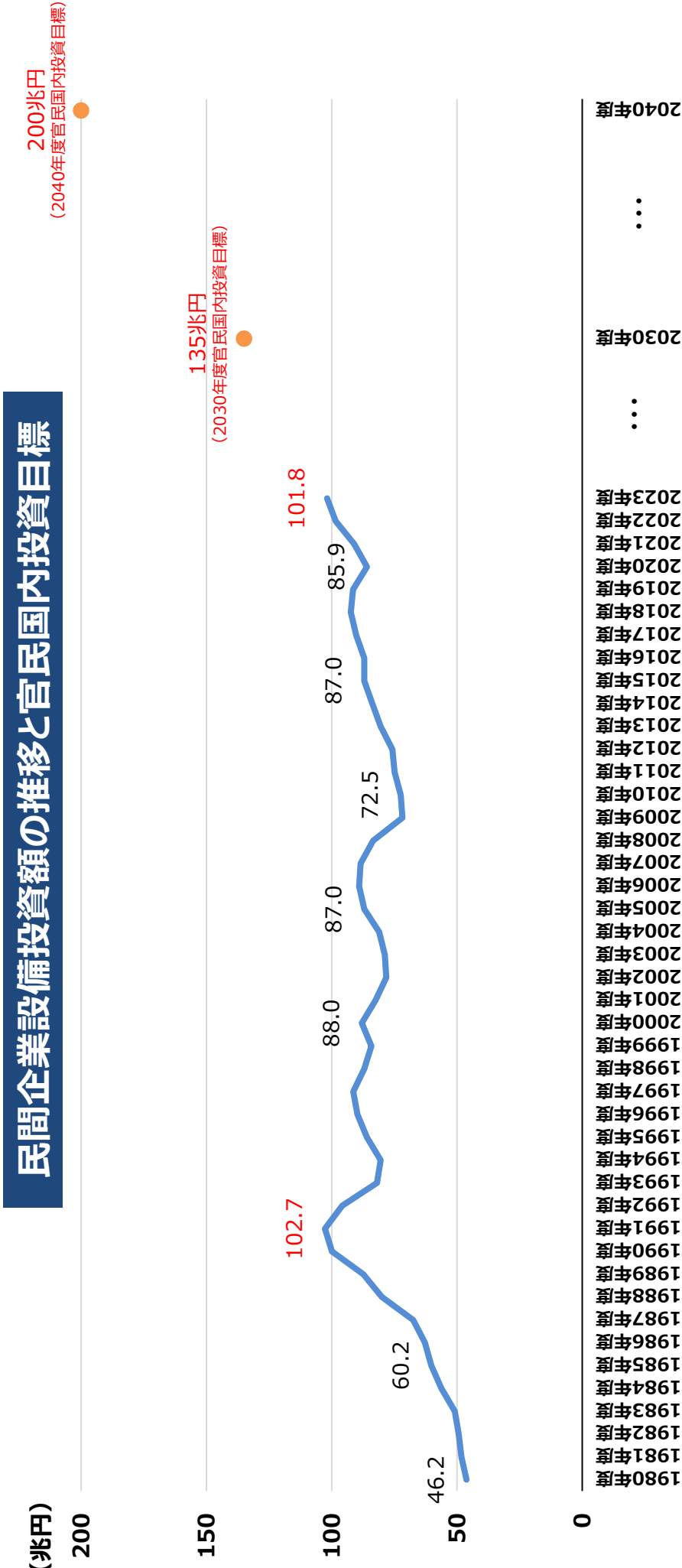
（注1）調査対象は各労働組合のうち、平均賃金方式（労働者1人当たり平均賃金について賃上げ要求を行い、決定され、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式）で回答を引き出した組合。中小企業は組合員数300人未満の企業。2024年は全体が5,284組合、中小企業が3,816組合。
2025年は第6回 回答集計（なお、2024年の第6回 回答集計は、全体賃上げ率5.08%、中小企業賃上げ率4.45%）。

（注2）賃上げ率は、各企業の定昇相当込み賃上げ率について、組合員数による加重平均を行った値を用いている。

（出所）連合「2024春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2024年7月3日公表）、連合「2025春季生活闘争第6回回答集計結果」（2025年6月5日公表）を基に作成。

民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標

- 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

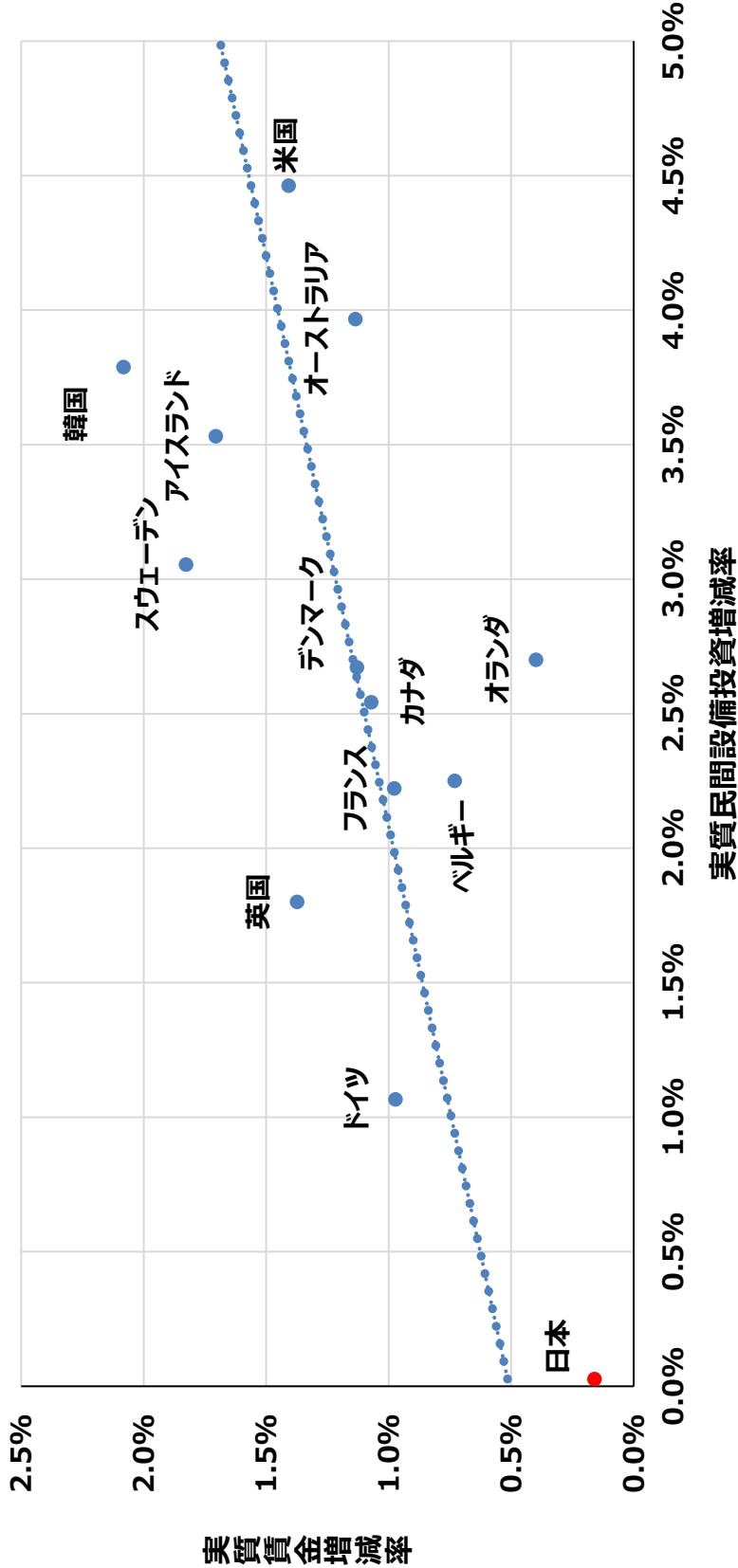


(注) 「民間企業設備」の名目値。1993年度以前の数値は、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易溯及。
(出所) 内閣府「国民経済計算」、経団連「国内投資の拡大に向けて」（2025年1月27日 国内投資拡大のための官民連携フォーラム 資料5）を基に作成。

賃金と民間設備投資の関係

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

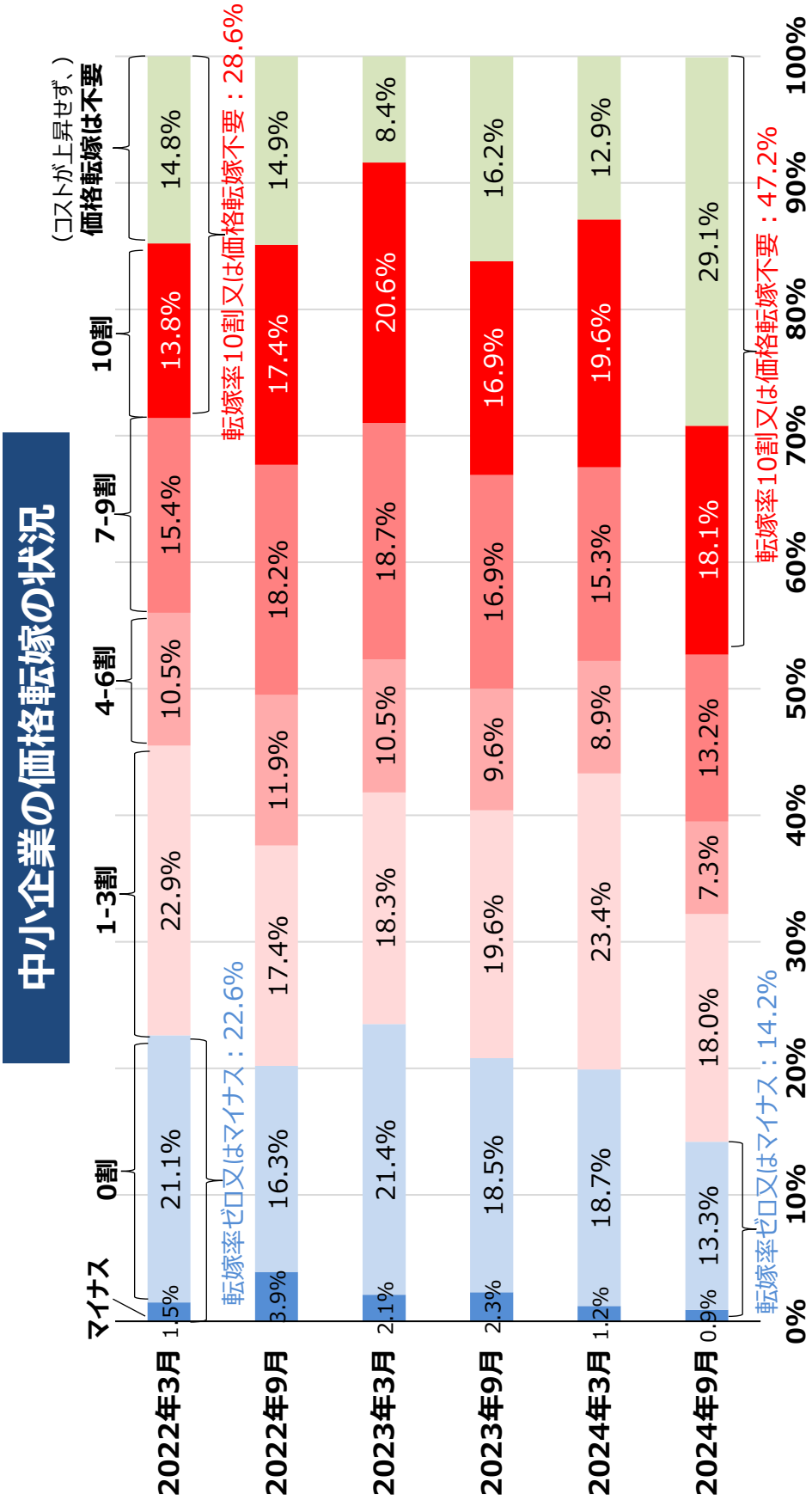
賃金と民間設備投資の関係（1991-2021年の年平均増減率）



(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）に従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。
すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。
(出所) 経済産業省資料（元データはOECD Data Explorer）を基に作成。

中小企業の価格転嫁の状況

- 中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率10割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。
- 他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているといふものの（22.6%→14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。



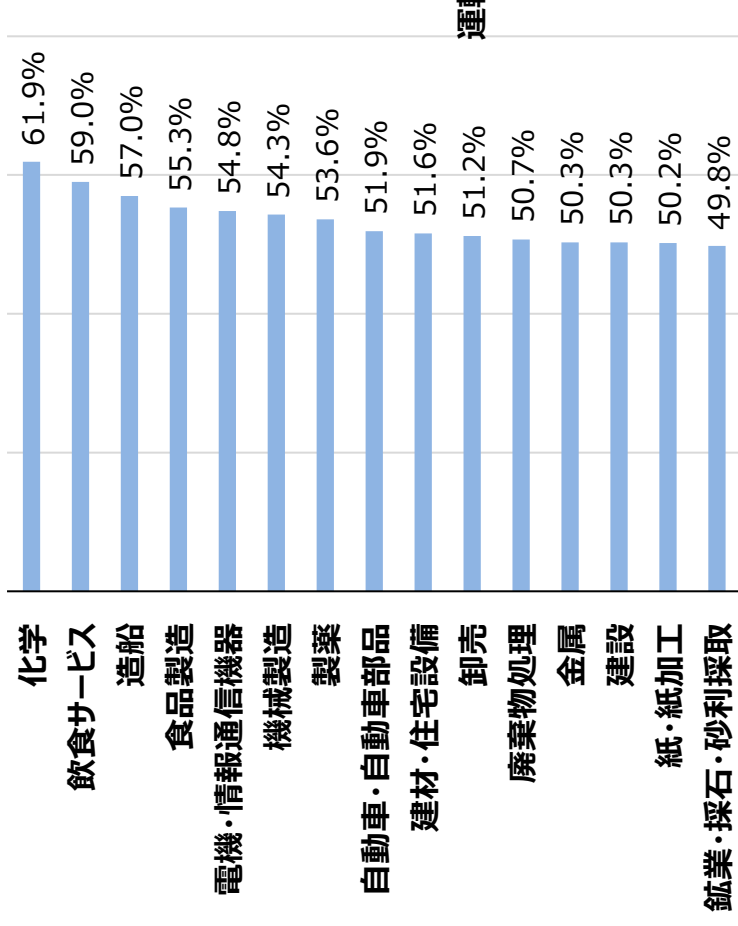
(注) 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
(出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

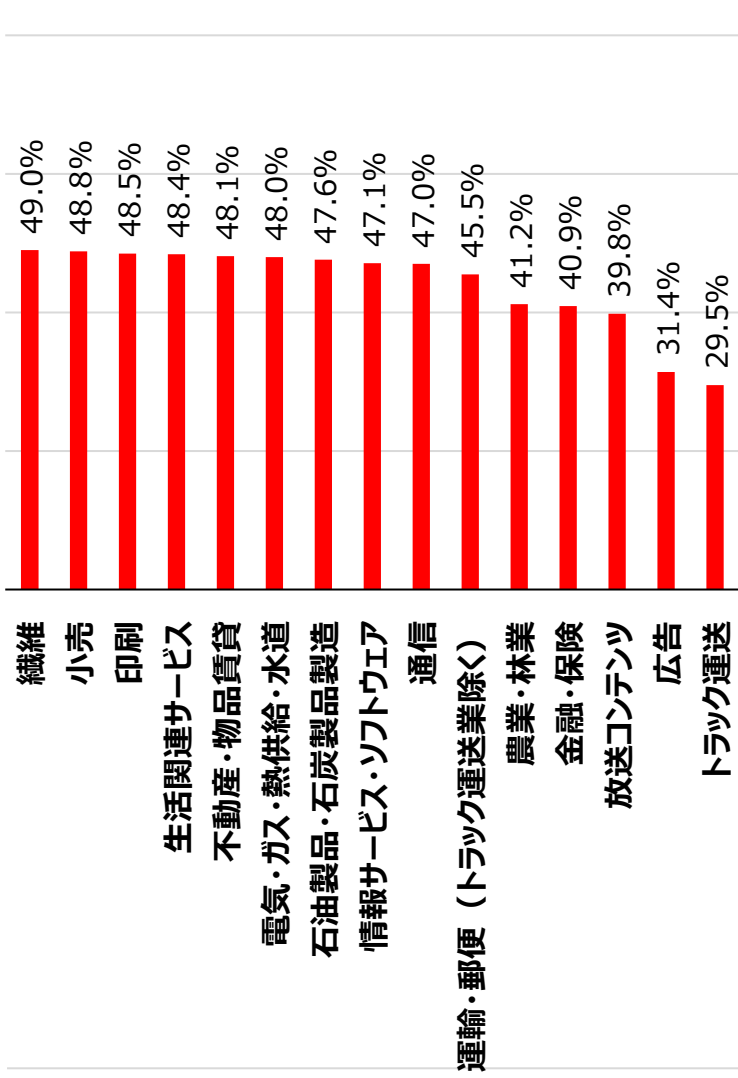
- 2024年9月調査における業種別の平均的な価格転嫁率は、化学（61.9%）、飲食サービス（59.0%）、造船（57.0%）、食品製造（55.3%）、電機・情報通信機器（54.8%）が高い。
- 一方、トラック運送（29.5%）、広告（31.4%）、放送コンテンツ（39.8%）、金融・保険（40.9%）、農業・林業（41.2%）などの価格転嫁率が低い業種も存在し、事業所管省庁と連携した下請法の執行強化など更なる取組が必要。

業種別の価格転嫁率（2024年9月調査）

全産業平均（49.7%）より高い業種



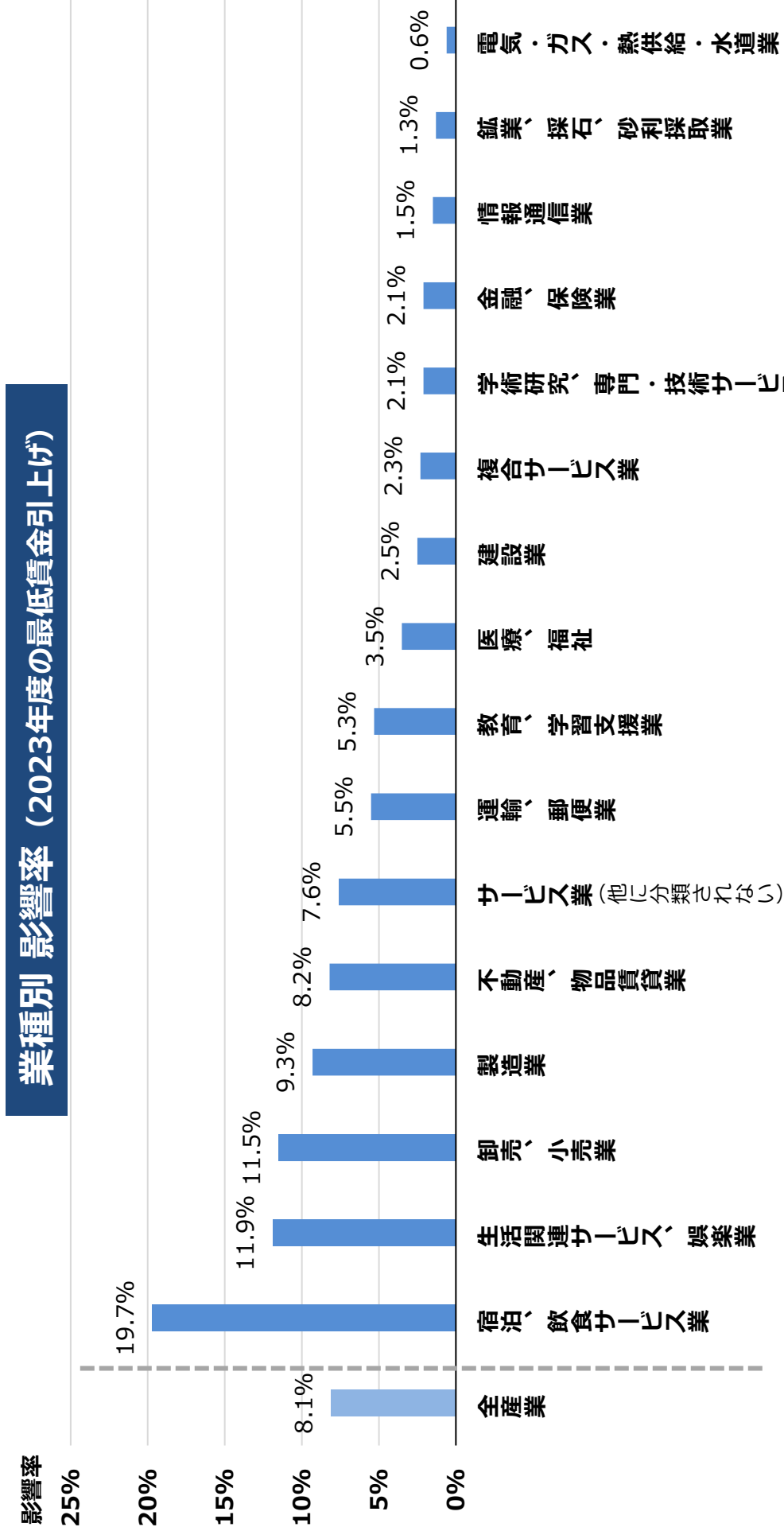
全産業平均（49.7%）より低い業種



（注） 各年4月から9月末頃において、中小企業30万社に対して実施したアンケート調査（2024年9月調査の回答数は51,282社）の結果を集計したもの。
（出所） 中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」を基に作成。

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令(「適正な最低賃金に関する指令」)

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

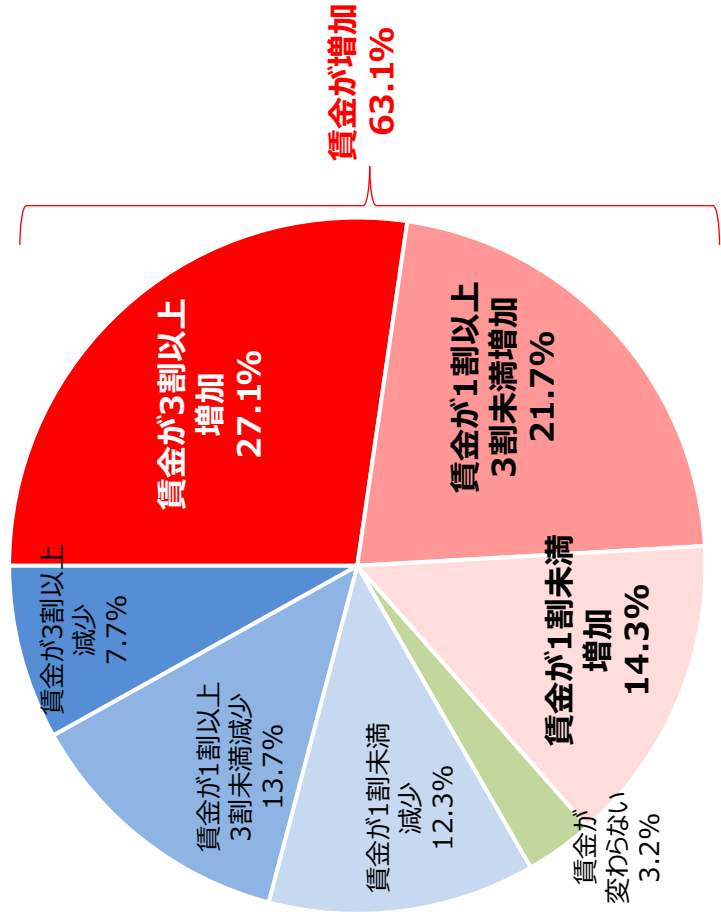
4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of **adequacy of statutory minimum wages**. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as **60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage**, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、**法定最低賃金の適正性**を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、**加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。**

リ・スキリングによる賃金の変化

- 経済産業省「リ・スキリングを通じてキャリアアップ支援事業」は、在职者のキャリア相談から、リ・スキリング、転職までを一体的に支援する制度。当該事業を通じて転職した者に対する調査によると、転職後に賃金が上昇した者は全体の63.1%。
- 労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、自律的なキャリア形成を行うことは、転職後の賃金上昇につながる可能性。

転職による賃金の変化 （「キャリアアップ支援事業」を受講した転職者）



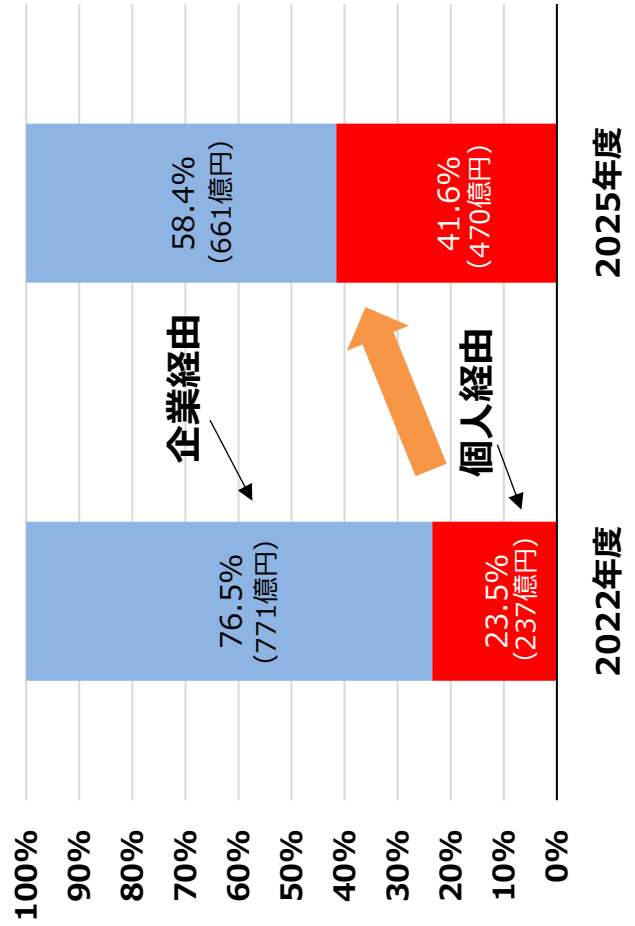
現職での処遇改善につながった事例 （「キャリアアップ支援事業」を受講した者）

分野	概要
CAD	・建築関係でアルバイト勤務をしていた個人がCAD講座を受講し、現職において講座で習得したCADスキルや、学びに対して積極的な姿勢が評価され、 <u>アルバイトから正規雇用に変換</u> 。
介護	・初任者研修資格取得のための講座を受講し、元々パート社員だった個人が初任者研修の資格を取得することで、 <u>正規雇用に変換</u> 。
Webデザイン	・建設の事務職として6-7年間勤務していた個人がWebデザインに関する講座を受講し、現職で学生向けの会社案内の広報素材を作成する業務に従事。作成した広報素材が社長から評価され <u>主任に昇格</u> 。
英語	・製薬企業で働く個人が英語を学習し、現職での昇格要件（一定の英語力）を満たしたことで <u>社内で昇格を実現</u> 。

（注） 2025年2月末時点。回答者は2,299人。
（出所） 経済産業省資料を基に作成。

- 国の在職者への学び直し支援策は、これまで企業経由が中心となってきたが、直近では企業経由が58.4%、個人経由が41.6%と、個人への直接支援が拡大。
- 加えて、デジタル・DXのための人材育成支援の拡充や、デジタル関係講座の拡大、現場人材のスキル評価に関する取組などの施策を講じている。

在職者向けの学び直し支援策
予算額の推移



企業経由（企業による人材育成の支援）

- ・ 「人材開発支援助成金」における、高度なデジタル人材育成やDXのための訓練等に対する助成率の引上げ（通常45%（大企業は30%）→75%（大企業は60%））。

個人経由（労働者の主体的な学び直しに対する支援）

- ・ 「教育訓練休暇給付金」（雇用保険の被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合が支給される制度）の創設。
- ・ 「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」（雇用保険の被保険者以外の者が教育訓練を受ける場合に教育訓練費用と生活費用を融資対象とする事業）の創設。
- ・ 「教育訓練給付金」の給付率の引上げ（受講費用の最大70%→80%）。
- ・ 「専門実践教育訓練」におけるデジタル関係講座の拡大（270講座（2024年10月時点）→337講座（2025年4月時点））。

現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

- ・ 2025年3月、3職種の民間検定※1を団体等検定※2として、初めて認定。
- ・ 団体等検定の合格を目指す講座のうち一定の基準を満たすものについて、2025年4月から教育訓練給付金制度の指定対象に追加。

※1 家政士団体検定、陸上競技防犯フォーグソフト荷役技能検定、日本躯体コンクリート打込み・締め工団体検定

※2 事業主や事業主団体等が、労働者の持つ職業に必要な知識や技能について、その程度を自ら検定する事業のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの

(注) 左図について、「企業経由」は、人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）及び生産性向上人材育成支援センターに用いる運営費交付金と、都道府県が行う職業訓練への交付金（運営費交付金及び都道府県向けの交付金については、当該年度の直近の決算における実績に基づき、予算額を試算したもの）。「個人経由」は、教育訓練給付金、教育訓練休暇給付金及びリ・スキリング等教育訓練支援融資事業。両者を加え、在職者支援向けの学び直し支援策の全体額とした上で、当該金額に対するそれぞれの割合として算出。

(出所) 厚生労働省資料を基に作成。